



茨城町職員採用試験実施のお知らせ

試験区分・職種	採用予定人数	受験資格
事務職(大学卒)	10名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人
事務職(短大・高校卒)	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等学校を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人(大学卒業を除く。)
事務職(身体障がい者対象)	2名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込み人 ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人 ③活字印刷文(文字の大きさ10ポイント)による出題(教養試験、作文試験)に対応できる方 ④自力による通勤ができ、かつ、介助者なしに事務職としての職務の遂行が可能なる人
技術職	水道 1名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人 ②茨城町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条の規定のいずれかに該当する人
免許資格職	保健師 2名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人 ②保健師の資格を有する人、又は資格取得見込みの人
消防職	2名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人 ②茨城町内に居住し得る人 ③茨城町消防職員任用規程第3条第1項第2号の身体要件を満たす人(注1)
消防職(救急救命士)	2名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人。 ②茨城町内に居住し得る人 ③茨城町消防職員任用規程第3条第1項第2号の身体要件を満たす人(注1) ④救急救命士の資格を有する人、又は資格取得見込みの人

(注1) 茨城町消防職員任用規程第3条第1項第2号の身体要件
 ア 身長が160センチメートル(女性にあっては155センチメートル)以上であること。
 イ 体重が50キログラム(女性にあっては、45キログラム)以上であること。
 ウ 胸囲が身長 $\frac{2}{1}$ 以上であること。
 エ 視力(矯正視力を含む)が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であり、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
 オ 聴力が、左右とも正常範囲であること。
 カ その他必要な事項は別に定める。

受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 ア 日本の国籍を有しない人 イ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当する人

- 試験日・会場
 - 1次試験 9月22日(日) 試験会場 茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)
 - 2次試験 10月中旬頃予定 試験会場 茨城町役場(茨城町大字小堤1080番地)
- 受付手続

茨城町役場総務課にある申込用紙に記入のうえ申し込んでください。郵便による申込可。
- 受験申込み

受験案内や申込用紙の請求は、茨城町役場総務課にお問い合わせください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 受付期間

平成25年7月1日(月)～平成25年7月31日(水) ※郵便の場合は7月30日消印有効
- 採用 平成26年4月1日(火)

【申込み・問合せ先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
 茨城町役場 総務課 内線231 ☎240-7125

選挙管理委員会からのお知らせ

郵便等による不在者投票制度

郵便等による不在者投票は、身体に重い障害があって投票にいけない人が郵送で投票できる制度です。この制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

(1) 郵便等による不在者投票ができる方

	障害の部位	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級又は2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級又は3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

(2) 郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる方で、次に該当する方は、事前に選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する方)に投票に関する記載をさせることができます。
 ・身体障害者手帳に、上肢または視覚障害の程度が1級と記載がある方
 ・戦傷病者手帳に、上肢または視覚障害の程度が特別項症から第2項症までの記載がある方

「若者による期日前投票立会人」の登録募集

7月21日(日)に予定されている参議院議員通常選挙での「若者による期日前投票立会人」を募集します。

- ◆対象 町内在住で選挙権を有する20歳代の方若干名
- ◆内容 投票所において、選挙の投票が正しく行われているか立ち会っていただきます。
- ◆日時場所 期日前投票の一部期間の午前8時30分～午後8時、役場1階期日前投票所
- ◆その他 登録された方は、事務局で日程調整をさせていただきます。報酬は日額9,500円です。

【問合せ・申込み先】 茨城町選挙管理委員会(総務課内) ☎240-7125

介護保険施設に入所したりショートステイを利用したりする方の中で、下表に該当する方は食費と居住費の減額措置を受けることができます。対象者の要件に該当する場合には、社会福祉課介護保険グループまで申請してください。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、平成25年6月30日をもって有効期限が満了の日を迎えます。つきましては、7月1日以降、改めて申請する必要がありますので、お忘れなようお願いします。(現在減額されている方については、6月中に入所施設または担当ケアマネージャー宛てに申請書類を送りいただきます。)

また、平成24年度において非該当になった方も、今年度は該当になることがありますので、対象者に該当する場合は申請してください。

【申請先・問合せ先】
 社会福祉課 介護保険グループ
 ☎(240)7112(直通)

【減額対象者の要件と自己負担の上限日額】

世帯の所得状況	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	従来型個室(特養・短期生活)	
生活保護の受給者等	820円	490円	490円	320円	0円
住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円	420円	320円
住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円	820円	320円

※対象者の要件に該当しない方でも、世帯全員の収入や保有資産、預貯金の額等によっては該当になる場合があります。詳しくは、社会福祉課介護保険グループまでお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定の申請について
 (施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費に係る減額措置)